

国

保

だより

健康保険の扶養家族

社会保険など勤務先の健康保険加入者に扶養されているご家族の方は、その健康保険に加入することとなっています。

ご家族の中に、会社へ勤めている方がいる場合には、条件が満たされていれば、勤めている方の加入している健康保険に扶養家族として加入することができます。勤務先で加入する健康保険の保険料は、給与によって計算され、勤めている方が保険料を支払いますので、被扶養者の人数が増えても保険料の額に変更はありません。勤務先の健康保険加入に必要な条件は、次のとおりです。

- ① 3親等以内の親族であること。
- ② 1年間の収入が
 - ・ 60歳未満で130万円未満の方
 - ・ 60歳以上で180万円未満の方
- ③ 勤務先の認定

条件①②に該当すると思われる方は勤務先の健康保険担当者にご相談ください。

**国保被保険者の皆さんへ
人間ドック受診には補助があります。**

国保では、加入者(35歳以上の方)の疾病予防と健康管理のため、人間ドックの受診料の一部を補助します。

【対象者】

- ・ 人間ドック受診時に国民健康保険に加入している35歳から74歳までの方
- ・ 国民健康保険税に滞納のない世帯の方

【対象となるドック】

- ・ 特定健診の検査項目を全て含む人間ドックが補助対象となります。
- ・ 脳ドック等の専門ドックのみの検査費用については補助の対象となりません。

【補助額】

☆日帰りドック 15,000円

☆1泊2日ドック 30,000円

補助を受けるには、人間ドック受診後に申請書および請求書の提出が必要です。

※補助の回数は1人に対し、年度内に1回です。

【申請および請求に必要なもの】

- ・ 国民健康保険証
- ・ 人間ドックの領収書
- ・ 振込口座のわかるもの(預金通帳など)
- ・ 印かん

【申請期間】 受診日の翌日から1年間

※特定健康診査受診率の向上のため、人間ドック受診結果の提出にご協力ください。

※申請書は、高齢者・保険課(1階8番窓口)にありますので、お申し出ください。

(ホームページからもダウンロードできます。)

福祉医療費給付金制度

福祉医療費給付金制度は、医療費の自己負担額の一部を市が助成する制度です。

資格要件に該当する人には、福祉医療費受給者証が交付されますので申請してください。

【資格要件】

- ・ こども(中学校卒業まで) ・ 身体障害者手帳3級以上 ・ 精神障害者保健福祉手帳2級以上
- ・ 特別児童扶養手当2級以上 ・ 療育手帳B1以上
- ・ 障害年金1級以上(65歳以上で後期高齢者医療制度加入者は2級以上) ・ 母子家庭、父子家庭
- ・ 75歳以上低所得世帯高齢者

※詳細につきましては、医療保険・年金係(内線322)までお問い合わせください。

福祉医療費貸付制度について

福祉医療給付金の受給者で医療費の支払いが困難な方に対して、医療費の支払いに充てる資金を貸付ける制度があります。

下記要件に該当し、貸付を希望される場合は、事前に申請が必要です。事後申請はできませんので、まずは医療保険・年金係までご相談ください。

【要件】

- ・ 福祉医療給付金の受給者
- ・ 住民税非課税世帯